

## 合併市に関する調査

記入月日：平成15年12月12日

### 基礎情報

都道府県・市名	三重県・いなべ市（いなべし）
合併期日	平成15年12月1日
合併形式	新設合併
住所(旧市町村名も記載)	三重県いなべ市員弁町笠田新田 1 1 1 番地（旧員弁町）
人口（合併直近の国調）	45,630人
面積	219.58 k m <sup>2</sup>
議員定数	24人
関係市町村名	北勢町、員弁町、大安町、藤原町

### 関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	北勢町	14,443	88.78	16	20.8
	員弁町	8,687	23.83	14	16.4
	大安町	15,186	44.60	16	17.1
	藤原町	7,314	62.37	14	25.8
合計	-	45,630	219.58	60	-

分子は65歳以上人口です。

### 関係市町村の財政状況

\* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	北勢町	7,281,402	1,926,641	964,963	山振、近畿、中部、市町村圏、特定農山村、指数表選定	0.665
	員弁町	3,927,973	1,738,661	180,162	中部、市町村、指数表選定	0.945
	大安町	6,036,000	2,475,220	392,239	近畿、中部、市町村圏、指数表選定	0.862
	藤原町	5,523,584	1,096,549	750,000	山振、近畿、中部、市町村圏、特定農山村、指数表選定	0.634
合計	-	22,768,959	7,237,071	2,287,364	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成15年11月30日
内容	平成14年3月6日に藤原町、同月15日に員弁町、同月19日に大安町、同月20日に北勢町において員弁地区町合併協議会の設置について議案可決。同年4月1日に三重県知事に対して員弁地区町合併協議会を設置する届出。平成15年11月12日に員弁町、同月17日に大安町、同月18日に北勢町、同月19日に藤原町において員弁地区町合併協議会の廃止に関する協議について議案可決。同月25日に、三重県知事に対して同月30日をもって員弁地区町合併協議会を廃止する届出。	
住民発議について	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から平成25年度	
基本計画の主要項目	序論、新市の概況、主要指標の見通し、新市まちづくりの基本方針、施策の大綱、新市における三重県事業の推進、公共的施設の統合整備、財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	旧員弁町庁舎を本庁とし、旧3町の庁舎を支所とする。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	有の場合： 2年0ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：20.5万円	
地域審議会の設置について	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	
内容	なし	
地方税に関する特例	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	
内容	なし	
合併特例債発行限度額（億円）	約210.5億円（総務省ホームページによる試算）	

## その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等）
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.合併の方式 新設合併</li> <li>2.合併の期日 平成15年12月1日</li> <li>3.新市の名称 いなべ市</li> <li>4.新市の事務所の位置 員弁町大字笠田新田111番地</li> <li>5.財産の取扱い 新市に引き継ぐ</li> <li>6.議会の議員の取扱い及び任期の取扱い 定数24、2年間在任</li> <li>7.農業委員会の委員定数及び任期の取扱い 1年間在任</li> <li>8.地方税の取扱い 現行のとおり</li> <li>9.一般職の職員の身分の取扱い 新市の職員として引き継ぐ、定員管理の適正化に努める、職名及び任用要件は合併時に調整し統一を図る、給与については合併時に調整し、統一を図る。</li> <li>10.特別職の身分の取扱い <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)市長助役収入役及び教育長の任期等については法令どおり、報酬額については現行報酬及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>(2)議会議員の報酬額については、現行報酬及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>(3)教育委員会の委員等の数、任期については法令どおり、報酬額については現行報酬及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</li> <li>(4)条例で定める特別職の職員については、4町にあるものは統合し、各町のものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</li> </ol> </li> </ol>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

使用料、手数料の取扱い(合併後10年以内の早期に調整を図る。)  
補助金、交付金の取扱い(合併後10年以内の早期に調整を図る。)  
各種事務事業の取扱い(合併後10年以内の早期に調整を図る。)